

ヤスクニ・レポ 248

日本学術会議会員任命拒否事件

菅総理の理知なき回答は信教の自由への不安

集い参加者 荻野廣巳

1

始まりがあやふやな米国の政治状況に世界はあつけにとられながら動向を見守っている。トランプ現大統領が敗北を認めないので、選挙に勝ちを得たバイデン次期政権に本腰が入らない。「選挙を奪っている」ので選挙結果を認めないとの言いように驚く。双方において民主主義の正当性を喧伝するがトランプ側の起死回生もあるかの伝聞も盛んだ。2020年はコロナ禍の上に米国情勢が世界に戸惑いを与え、不安としている。理に適う回答がないのが原因だ。

我が国は国民投票ではないので、与党内で短い選挙を実施して、さらりと菅義偉官房長官が首相の椅子を獲得し、安倍政権の残りの期間を受け継いだ。選挙演説において原稿用紙から顔を上げることも少ないまま、安倍総理の苦勞をねぎらい、安倍政治を引き継ぐと強調した上での勝利と映る。国民の自助を表明したことも本気である。しかし所信表明が始まらないうちに国民に大きな不安を与えている。それは日本学術会議会員定員半数 105 名のうち6名を認めないでいる事件である。任命は形式に過ぎないとされてきたものを菅政権において拒否していることと理由説明に意外さを感じ不安を覚えている。予算委員会が開催され、野党はこの件について厳しく質問するが菅首相の理由は今もって明らかでなく、同じことを繰り返して、全く理由が不明であり、論理性がない。不安とは国会においても論理性がないまま強権で押し進めようとする形態が定着しつつある事態のことだ。信教の自由も理知なく同様に繰り返してじわじわと拘束、もしくは混濁させる。

2

日本人は神道の国民であるぞとの雰囲気がある。すでに賀詞参拝は以前に増して盛んになって、地方

の神社は外装模様替えて豊かさが滲み出ている。自民党憲法草案は第20条(信教の自由)において、現行と変わらず「信教の自由はこれを保証する。」と書く。「何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」とも書く。重要なことは第3項であって「国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」と現行は国家機関への拘束であるのに対し、「国及び地方自治体その他の公共団体は、」と改訂し、国を入れながらも「その機関」を外している上、民生生活に近いところの「地方自治体」「公共団体」が拘束を受けるように見えながらも国だけを縛り付けられることの注意を反らしている。そしてここで最大の準備は「ただし、社会的儀礼または習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない。」と付け加える。社会的儀礼又は習俗的行為とは神社参拝である。そして詭弁であるが、これは宗教ではない、習俗だと言う。八百万の神々を拝みながら、まだ足りなくて功績あった人物を取り上げて、安泰と繁栄を求めてなお神に祭り上げようとしながらである。よって国や自治体が神社参拝をすることには禁止条項はかからないとする。靖国神社に首相が参拝することは現憲法では違法とされるころではあるが、これまでは内閣総理大臣として記帳しても、個人として参拝してきた。真榊奉納もポケットマネーであるので問題なしと逃げざるを得ない今日であるが、憲法が改訂されると神道は社会的儀礼であるから神社参拝は明確に合憲となる。

一例に「みんなで靖国神社を参拝する国会議員の会」は超党派であるが全国からの選出であるだけに仰々しく展開すると宗教の拘束前に、日本人は神道国家であると言う認識がここからも刷り込まれていく。

やがてこれらは憲法を根拠として浸透することに

なり、皇室への親しさと敬意とが神道の人的イメージとなってこれを侵すべからざるの共通認識が普遍となる。改訂憲法が論理の基底となるうえ、やはり権力は非論理で事柄を決定する習性がある。

3

1999年8月に「国旗及び国歌に関する法律」が制定された。国民的な議論もないままだったようだ。内閣府によればこれまで親しまれてきた日の丸、君が代を国旗国歌とするに過ぎないのであって、内心の自由を侵すものではないと言ったが、嘘だった。翌2000年東京都教育委員会はよりによってまず都内の盲・聾学校にて卒業式に歌わせたことは卑劣である。2003年には「国旗にあつては舞台壇上正面に向かつて左、都旗にあつては右に掲揚する。」「司会者が、「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。」など異様に細かい規定を定め「校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われる・・・」と通達した。(15教指企第569号)石原都知事の遺物と言えず、その後も高校教育委員会職員が式典にやってくる先生らの口元を監視し始めた。近年は大学にまで国旗を掲揚させようとする。アメリカの連邦最高裁が1943年に「教育委員会が国旗への敬礼を子どもに強制することは、信教の自由を保障した合衆国憲法に違反する」と判決(バーネット事件)を下したという。政府は憲法が保障する信教の自由の帯の一端を踏みつけ始めている。

2020年10月16日例会奨励「鋭いかまを持って」

ヨハネの黙示録14章14節 星出卓也牧師(日本長老教会西武柳沢キリスト教会)

14節から始まる段落は、6節からの三人の御使いが語ってきた警告が、その通りに実現する事を示す天の啓示です。第一の御使いは、福音の言葉が全ての民族に語られ、神が全地の主にいます事を証しし、第二の御使いは、この世の富と快樂に溺れて繁栄の中を生きるこの世のあり方が終わりを向かえることを警告し、第三の御使いは、世の安泰の中を生きてきた者の結末は、神の審判において逆転を向かえるということを警告します。そしてその警告の呼び声の通りに、神の定められた裁きの時が来るのです。その審判の時を語るのが、この14節以降の段落です。

この段落で一番強調されているのは、キリストの手に握られた鋭いかまです。「かま」が果たす役割は、収穫を刈り取ると同時に雑草を取り除くこと。収穫の主であるキリストが、収穫を刈り取るために来られ、また雑草を取り除き焼き尽くすために来られる。この再臨のキリストが行われる役割を示して

4

さて、日本学術会議会員任命拒否事件はまともな回答がないまま権力が介入する新たな事件である。全般に「付度」が根を広げる。1935年の美濃部辰吉事件、1940年の津田左右吉事件ほか、官権による学者追放などを持って今回事件は昭和の大戦に向かう状況と重なり、言論統制への曲がり角になりかねないとの危惧が強まっている。

菅総理は前安倍総理より弁舌は下手で原稿を棒読みする。しかしその方がこのタイプには都合がいい。答弁に苦しまなくていい。「総合的に俯瞰的に」と何度これを繰り返したのか。先日は加藤勝信官房長官も「総合的に俯瞰的に」と記者会見に答えた。

行き詰まると菅総理は「全部の名簿は見えていない」など自身の前にすでに6名は削除されていたところをほのめかす、でありながら、最近に至っては、予め報告があるのに今回は無かったと言い逃れる。そしてその6人はどうして任命しないのかとの当初からの質疑になると「人事のことだからお答えできない」の繰り返しの回答になる。国会が議論の府になっていない残念さが漂う。この姿勢は空恐ろしい。まともでない回答を恥じることなく繰り返して推し進める方式が小泉、安倍、菅政権に受け継がれている。学術の支配、思想信条の抑圧、信仰の混濁に理知なき回答がいっそう幅を利かしてくる不安がある。

「手には鋭いかまを持っておられた」と語ります。

また、「頭には金の冠をかぶり」と続く「冠」とは勝利の印です。世に勝ったキリストの勝利が、この時に完成することとなります。

三人の御使いが警告し続けたその時は確かに来るのです。その時キリスト自らがその栄光の御姿を持って、ご自身の権威を持って世界全体の民を裁かれ、その手に収穫のかまを握って、ことごとく一切を収穫と無用なものにより分けられる。

私たちは、この三人の御使いの警告の呼び声を聞くことができるでしょうか。目に見えるところから言えば、日はのぼり、また日は沈み、永遠にこの日がくり返されるように見える。しかし本日の言葉からもう一つの足音を聞き分ける耳を持ち、御使いの警告を聞き分ける耳を持たなければならないのです。今も近づく再臨の主の足音を聞きながら、日々主と共に御国の忍耐と労苦に与り、いつも主を待ち望み、主を迎える備えをする者は幸いなのです。